

取込送信システム レベルアップマニュアル

<Ver2.4>

国民健康保険中央会

国民健康保険中央会の許可なく複製、改変を行うことはできません。
本書の内容に関しては将来予告なしに変更することがあります。
また、本システムにより生じたいかなる損害についても本会では責任を負いかねますのであらかじめご了解のうえ、システムをご使用ください。

目次

はじめに	1
1. 修正内容	2
2. 取込送信システムVer2.4 のダウンロード方法	3
3. 取込送信システムVer2.4 のインストール方法	4
4. 動作確認方法	7
4.1. 取込送信システムの起動	7
4.2. バージョン情報の確認	8
5. 請求情報の取り込み時の点検について	11
5.1. 取り込み時の点検の追加内容	11
5.2. エラー内容の表示と対処について	17
6. キャリアパス区分の設定について	20
7. トラブルシューティング	21
8. 問い合わせ	23

はじめに

今回のレベルアップでは、取込送信システムの請求情報の送信前に行う取り込み時の点検の改善及び Windows 7 日本語(64 ビット)版への対応を行います。また、請求情報取り込み時のエラー詳細と対処方法を確認する画面を追加します。

このマニュアルでは、取込送信システム Ver2.4 をインストールする方法及び修正内容について説明します。なお、取込送信システムの Ver2.4 提供に伴う修正内容については、[P2 1. 修正内容]を参照してください。また、このマニュアルでは、取込送信システム Ver2.3 がインストールされていることを前提に説明しています。

登録商標について

- Microsoft、Windows、Windows Vista、Internet Explorer は
米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
- Adobe Reader、Adobe PDF ロゴは、Adobe Systems Incorporated(アドビ システムズ社)の商標です。
- その他、本マニュアルに記載されている会社名、製品・サービス名は各社の登録商標、または商標です。

1. 修正内容

今回のレベルアップに伴った修正内容について説明します。

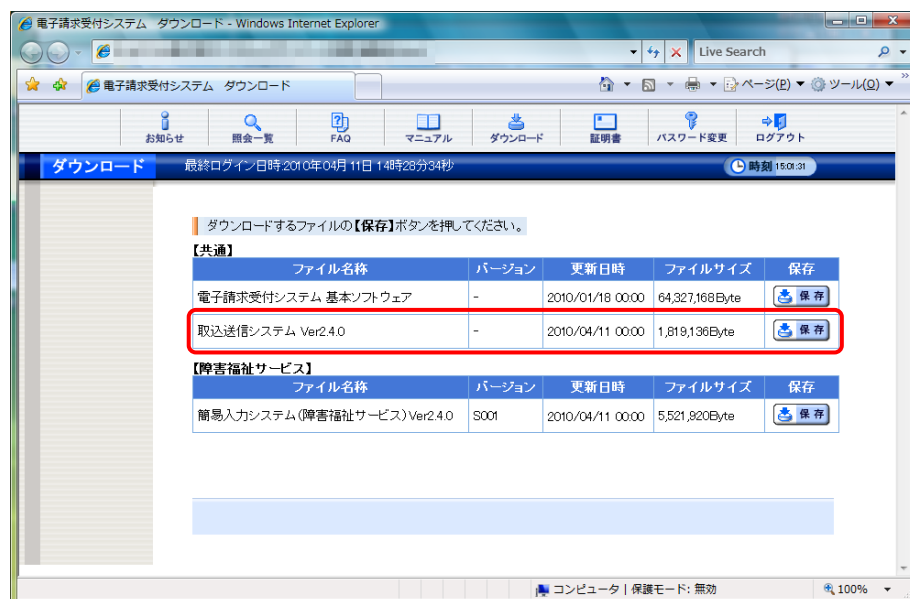
各機能の操作方法等の詳細については、[電子請求受付システム 操作マニュアル(取込送信編)]を参照してください。

No	機能名	内容	参照 ページ
1	取り込み時の点検	請求情報の取り込み時の点検を追加しました。	P11
2	請求情報取込エラー画面	・[請求情報取込エラー詳細]画面を表示するための[エラー詳細表示]ボタンを追加しました。 ・「請求情報取込エラーリスト」を印刷するための[印刷]ボタンと、保存するための[エラー内容保存]ボタンを追加しました。 ・エラーを含む請求情報をそのまま送信するための[そのまま送信]ボタンを追加しました。	P17 P18 P19
3	請求情報取込エラー詳細画面	エラー内容の詳細と対処方法を確認するための[請求情報取込エラー詳細]画面を追加しました。	P17
4	請求情報送信確認画面	請求情報にエラーが何件含まれるかを確認するための《エラー件数》欄を追加しました。	P19
5	処遇改善情報(明細)画面	キャリアパスに関する要件追加の延期に伴い、[処遇改善情報(明細)]画面の《キャリアパス区分》欄の設定を変更しました。	P20
6	全機能	Windows 7 日本語(64 ビット)版で取込送信システムが動作するよう修正しました。	-

2. 取込送信システム Ver2.4 のダウンロード方法

取込送信システム Ver2.4 のダウンロードの操作方法について説明します。

電子請求受付システムの[ダウンロード]画面より、[取込送信システム Ver2.4.0]をダウンロードします。



ダウンロードの操作方法については、[電子請求受付システム 導入マニュアル(事業所編) 第 2.4 版 3.3.1. ソフトウェアのダウンロード]を参照してください。

3. 取込送信システム Ver2.4 のインストール方法

取込送信システム Ver2.4 のインストールの操作方法について説明します。

【注意事項】

取込送信システムVer2.4 のインストールにより、今まで入力したデータが消えることはありません。



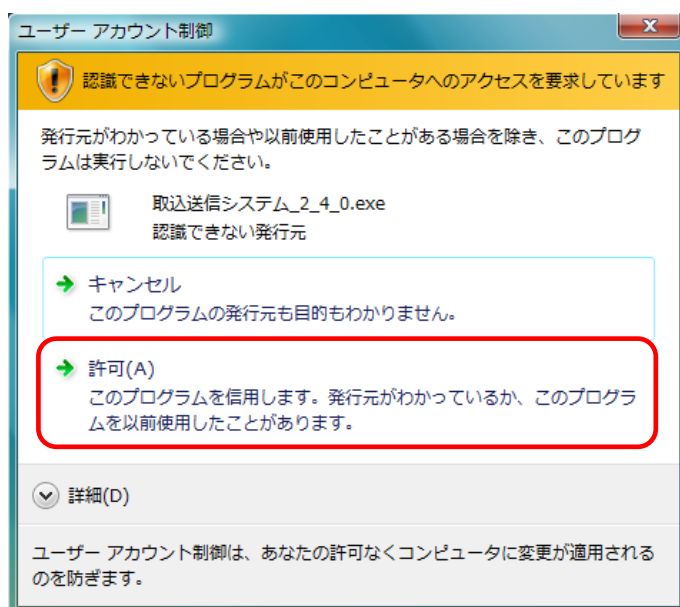
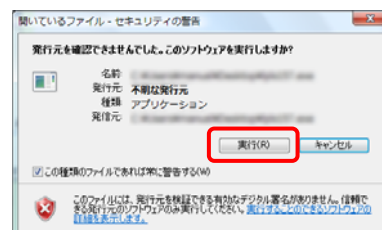
1. [P3 2. 取込送信システムVer2.4 のダウンロード方法]でダウンロード(ここではデスクトップ)した[取込送信システム_2_4_0]をダブルクリックします。

ファイル名に表示されている[2_4_0]は、バージョンを表します。



Point ! 【セキュリティの警告】画面について

ダブルクリックした時に【セキュリティの警告】画面が表示された場合は、**実行(R)** をクリックします。



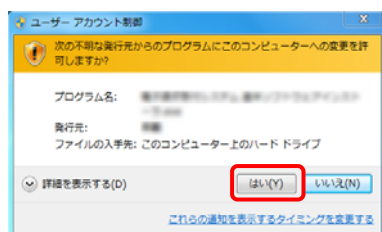
2. 【ユーザーアカウント制御】画面が表示されるので **許可(A)** をクリックします。

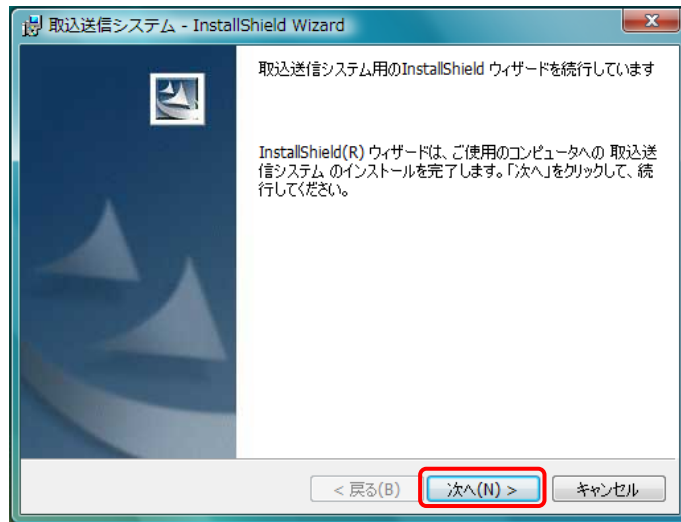
【ユーザーアカウント制御】画面が表示されない場合は、[手順 3.]に進んでください。



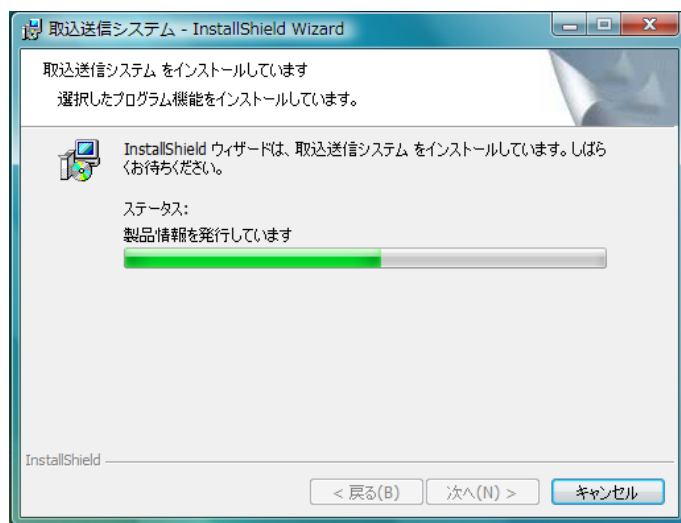
Windows 7の場合

Windows 7 の場合は、**はい(Y)** をクリックします。

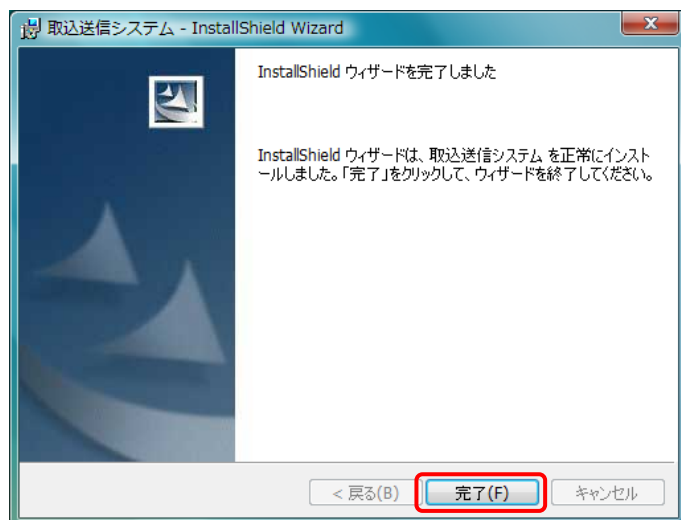




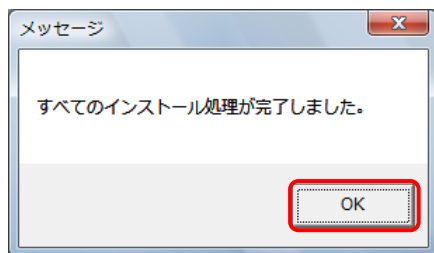
3. 【取込送信システム用の InstallShield ウィザードを続行しています】画面が表示されるので **次へ(N) >** をクリックします。



4. インストールの進行状況が表示されます。



5. 【InstallShield ウィザードを完了しました】画面が表示されるので **完了(F)** をクリックします。



6. 【メッセージ】画面が表示され、取込送信システム Ver2.4 が正常にインストールされたことが確認できます。

 をクリックします。



Point ! ダウンロードしたファイルについて

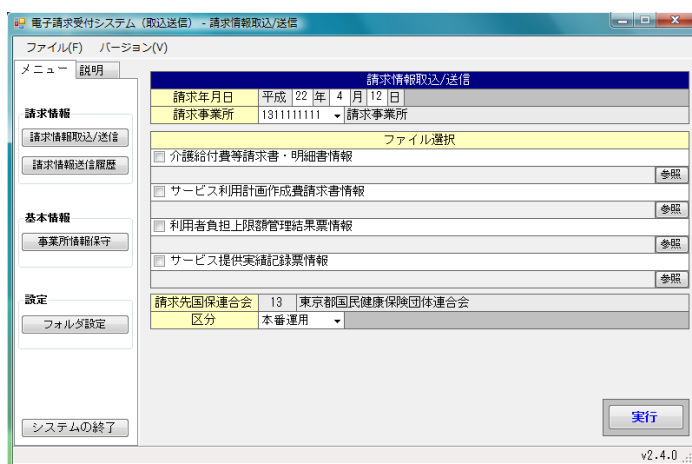
インストールが正常に完了しましたら、ダウンロードしたファイルは削除しても問題ありません。

4. 動作確認方法

4.1. 取込送信システムの起動



1. デスクトップにある《取込送信 V2》ショートカットをダブルクリックします。



2. 取込送信システムが起動し、初期画面が表示されます。

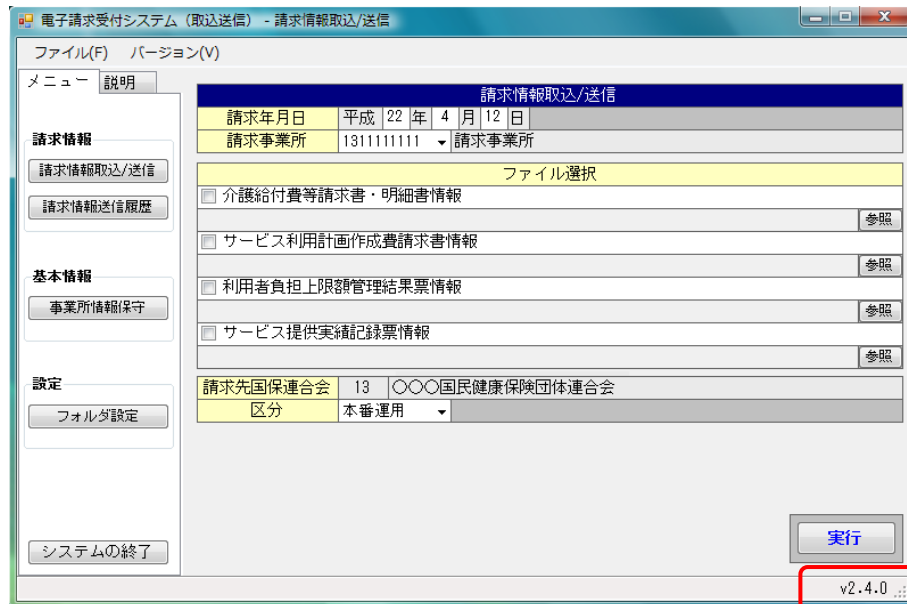
4.2. バージョン情報の確認

取込送信システムのバージョン情報を確認します。

バージョンの確認については、以下(1)～(3)の方法で確認できます。

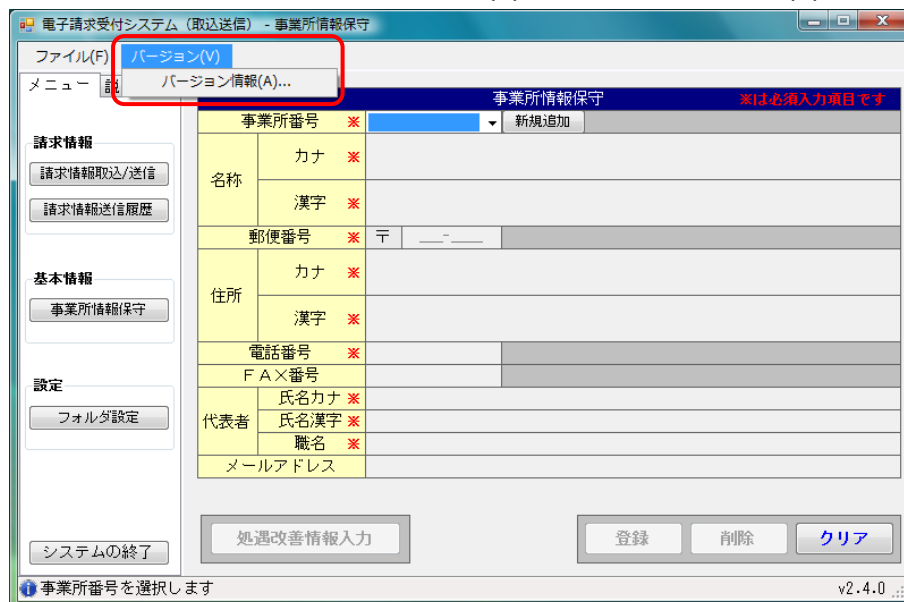
(1) 各画面でバージョンを確認する

取込送信システムのバージョン確認は、各画面の「ステータスバー」の右端に常時表示されます。



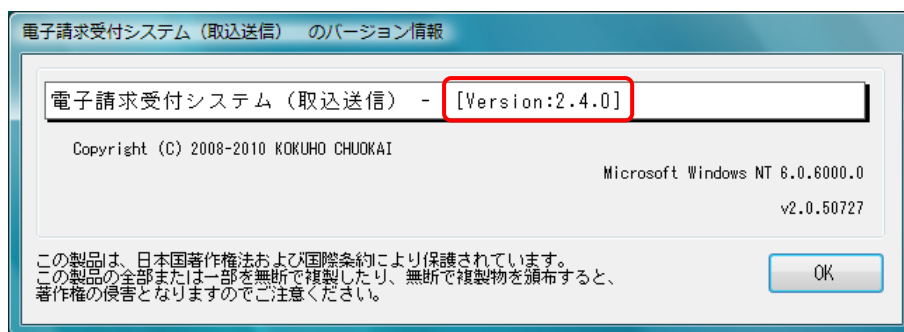
(2) 【バージョン情報】画面でバージョンを確認する

1. 各画面の「メニューバー」の「バージョン(V)」より、「バージョン情報(A)」をクリックします。

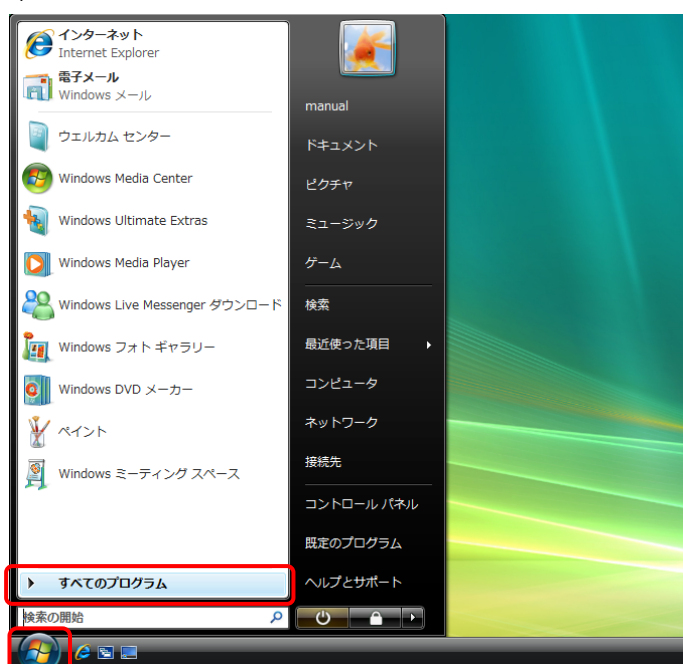


2. [バージョン情報]画面が表示されます。

本レベルアップ作業により、[電子請求受付システム(取込送信)]のバージョンが、[Version:2.4.0]になっていることを確認します。



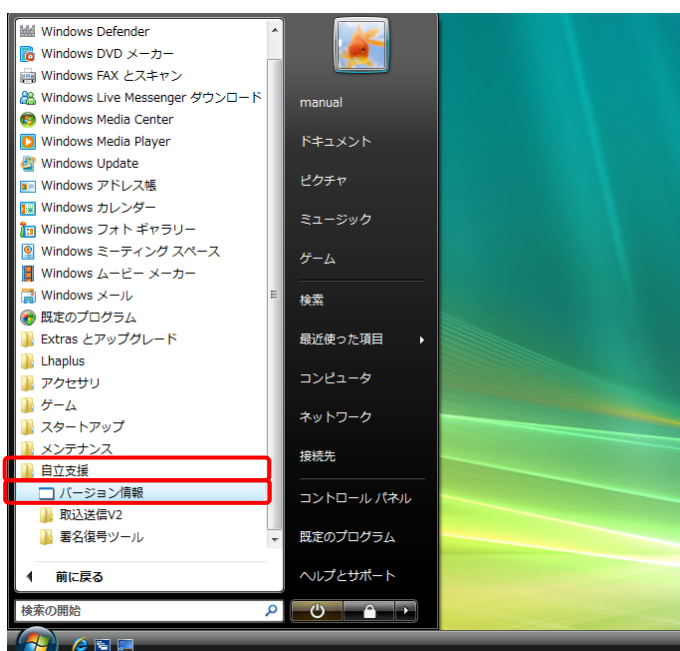
(3) スタートメニューからバージョンを確認する



1.  をクリックし、《すべてのプログラム》をクリックします。

Windows 2000/XPの場合

Windows 2000/XP の場合は、 スタート をクリックし、《すべてのプログラム(P)》→《自立支援》→《バージョン情報》をクリックします。



2. 表示されたプログラムの一覧から、《自立支援》→《バージョン情報》をクリックします。

4. 動作確認方法

3. 【電子請求受付システム バージョン情報】画面が表示され、各システムのバージョンが表示されます。

ソフトウェア名	バージョン
取込送信システム	2.4.0

Copyright (C) 2008-2010 KOKUHO CHUOKAI

OK

パソコンにインストールされている電子請求受付システム関連のソフトウェアのみ、ソフトウェア名とバージョンが表示されます。

4.  をクリックし、【電子請求受付システム バージョン情報】画面を終了します。

ソフトウェア名	バージョン
取込送信システム	2.4.0

Copyright (C) 2008-2010 KOKUHO CHUOKAI

OK

5. 請求情報の取り込み時の点検について

5.1. 取り込み時の点検の追加内容

請求情報の取り込み時に実施している点検について、次ページの表に記載の点検内容を追加します。

次ページの表に記載した点検内容は、取込送信システムの取り込み時の点検においてエラーとなりますが、そのまま送信することも可能なエラー(警告)と、修正を行わない限り送信することのできないエラー(エラー)があります。

また、既に取り込送信システムで実施している取り込み時の点検については、すべて修正を行わない限り送信することのできないエラー(エラー)となります。

この取り込み時の点検の結果、エラーとなった請求情報は【請求情報取込エラー】画面に表示され、エラーを修正するまで送信できない請求情報については《送信》欄に[×]が表示されます。

なお、《送信》欄に何も表示されていない請求情報についても、市町村、または都道府県での審査で返戻となる場合があるため、他システムで請求情報を再度作成し、エラーを解消してください。

○【請求情報取込エラー】画面

選択	送信	市町村番号	受給者証番号	種別	サービス提供年月	サービス種類	エラーコード	エラー内容	エラー情報
	×	131011	9999999999	明	平成22年04月		EA02	地域区分に規定外のコードが設定されています。	地域区分コード:99
	×	131011	9999999999	明	平成22年04月		EA05	管理結果に規定外のコードが設定されています。	上限額管理事業所・管理結果:9

※ 種別 : サ... サービス提供実績記録票、請... 請求書、明... 請求明細書、利... 利用者負担上限額管理結果票、計... サービス利用計画作成費

印刷 エラー内容保存 エラー詳細表示 そのまま送信 閉じる

v2.4.0

5. 請求情報の取り込み時の点検について

[取り込み時の点検の追加内容]

No	エラーコード (1)	取り込み時の点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(2)				
					サ	請	明	利	計
1	EA01	給付種別に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	給付種別に規定外のコードが設定されています。	×		○			
2	EA02	地域区分に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	地域区分に規定外のコードが設定されています。	×			○		○
3	EA03	障害程度区分に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	障害程度区分に規定外のコードが設定されています。	×			○		
4	EA04	集計欄分類番号に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	集計欄分類番号に規定外のコードが設定されています。	×			○		
5	EA04	集計欄分類番号「2」が存在する場合、集計欄分類番号「1」が存在すること	集計欄分類番号に規定外のコードが設定されています。	×			○		
6	EA04	集計欄分類番号「5」が存在する場合、集計欄分類番号「3」が存在すること	集計欄分類番号に規定外のコードが設定されています。	×			○		
7	EA04	集計欄分類番号「6」が存在する場合、集計欄分類番号「4」が存在すること	集計欄分類番号に規定外のコードが設定されています。	×			○		
8	EA04	集計欄分類番号で以下の組み合わせが存在する場合、単位数単価が異なっていること ・「1」と「2」、「3」と「5」、「4」と「6」	集計欄分類番号に規定外のコードが設定されています。	×			○		
9	EA05	管理結果に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	管理結果に規定外のコードが設定されています。	×			○		
10	EA06	利用者負担上限額管理結果に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	利用者負担上限額管理結果に規定外のコードが設定されています。	×				○	
11	EA07	上限額管理結果票情報作成区分に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	上限額管理結果票情報作成区分に規定外のコードが設定されています。	×				○	
12	EA08	前月からの継続サービスに設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	前月からの継続サービスに規定外のコードが設定されています。	×	○				
13	EA09	就労支援A型事業者減免に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	就労支援A型事業者減免に規定外のコードが設定されています。	×			○		
14	EA10	就労支援A型減免対象者に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	就労支援A型減免対象者に規定外のコードが設定されています。	×			○		
15	EA11	補足給付適用の有無に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	補足給付適用の有無に規定外のコードが設定されています。	×	○				

No	エラーコード (1)	取り込み時の点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(2)				
					サ	請	明	利	計
16	EA12	地域移行加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	地域移行加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				
17	EA13	入院・外泊時加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	入院・外泊時加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				
18	EA14	サービス提供の状況に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	サービス提供の状況に規定外のコードが設定されています。	×	○				
19	EA15	入院時支援特別加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	入院時支援特別加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				
20	EA16	実費算定・朝食に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	実費算定・朝食に規定外のコードが設定されています。	×	○				
21	EA17	実費算定・昼食に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	実費算定・昼食に規定外のコードが設定されています。	×	○				
22	EA18	実費算定・夕食に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	実費算定・夕食に規定外のコードが設定されています。	×	○				
23	EA19	実費算定・光熱水費に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	実費算定・光熱水費に規定外のコードが設定されています。	×	○				
24	EA20	ヘルパー資格に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	ヘルパー資格に規定外のコードが設定されています。	×	○				
25	EA21	運転フラグに設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	運転フラグに規定外のコードが設定されています。	×	○				
26	EA23	食事提供加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	食事提供加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				
27	EA24	算定日数に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	算定日数に規定外のコードが設定されています。	×	○				
28	EA25	夜間支援体制加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	夜間支援体制加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				
29	EA26	帰宅時支援加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	帰宅時支援加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				
30	EA27	自立生活支援加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	自立生活支援加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				
31	EA28	日中支援加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	日中支援加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				

5. 請求情報の取り込み時の点検について

No	エラーコード (1)	取り込み時の点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(2)				
					サ	請	明	利	計
32	EA29	施設外支援に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	施設外支援に規定外のコードが設定されています。	×	○				
33	EA30	提供形態に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	提供形態に規定外のコードが設定されています。	×	○				
34	EA32	重訪・1 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・1 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
35	EA33	重訪・2 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・2 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
36	EA34	重訪・3 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・3 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
37	EA35	重訪・4 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・4 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
38	EA36	重訪・5 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・5 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
39	EA37	重訪・6 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・6 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
40	EA38	重訪・7 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・7 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
41	EA39	重訪・8 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・8 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
42	EA40	重訪・9 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・9 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
43	EA41	重訪・10 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・10 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
44	EA42	重訪・11 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・11 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
45	EA43	重訪・12 時間に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重訪・12 時間に規定外のコードが設定されています。	×	○				
46	EA44	様式種別番号に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	様式種別番号に規定外のコードが設定されています。	×	○				
47	EA45	重度包括・加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	重度包括・加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				

No	エラーコード (1)	取り込み時の点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(2)				
					サ	請	明	利	計
48	EA46	自活訓練加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	自活訓練加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				
49	EA47	退所時特別支援加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	退所時特別支援加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				
50	EA48	短期滞在加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	短期滞在加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				
51	EA55	サービス内容に設定されている値が、「居宅介護加算特別地域加算対象者」を除いた居宅介護の決定サービスコードであること	サービス内容が不正です。	×	○				
52	EA56	夜間防災体制加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	夜間防災体制加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				
53	EA57	移動に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	移動に規定外のコードが設定されています。		○				
54	TS030	「請求書・明細書」の請求情報ファイルにおいて、請求書と明細書が併せて作成されていること	請求情報ファイルに、請求書がありません。	×		○	○		
55	TS031	「請求書・明細書」の請求情報ファイルにおいて、請求書と明細書が併せて作成されていること	請求情報ファイルに、明細書がありません。	×		○	○		
56	TS038	総費用額に設定されている値が 0 でないこと	総費用額に "0" (ゼロ) が設定されています。	×				○	
57	TS039	請求金額に設定されている値が 0 でないこと	請求金額に "0" (ゼロ) が設定されています。	×					○
58	TS040	単位数単価に設定されている値が 0 でないこと	単位数単価に "0" (ゼロ) が設定されています。	×					○
59	TS041	請求額に設定されている値が 0 でないこと	請求額に "0" (ゼロ) が設定されています。						○
60	TS042	適用単価に設定されている値が 0 でないこと	適用単価に "0" (ゼロ) が設定されています。		○				
61	TS043	実績割合に 0 が設定されている場合、計算した結果が 0 であること	実績割合に "0" (ゼロ) が設定されています。		○				
62	TS044	報酬請求額に設定されている値が 0 でないこと	報酬請求額に "0" (ゼロ) が設定されています。		○				
63	TS045	基本単位数に設定されている値が 0 でないこと	基本単位数に "0" (ゼロ) が設定されています。		○				

5. 請求情報の取り込み時の点検について

No	エラーコード (1)	取り込み時の点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(2)				
					サ	請	明	利	計
64	TS046	加算後単位数に 0 が設定されている場合、基本単位数に 0 が設定されていること	加算後単位数に "0" (ゼロ) が設定されています。		○				
65	TS047	単位数に 0 が設定されている場合、加算後単位数に 0 が設定されていること	単位数に "0" (ゼロ) が設定されています。		○				
66	TS048	同一日付の 1 日計に全て 0 が設定されている場合、同一日付の単位数に全て 0 が設定されていること	同一日付の 1 日計に全て "0" (ゼロ) が設定されています。		○				
67	TS049	請求情報ファイルにおいて、基本情報が重複していないこと	同一の基本情報が複数存在します。	×	○	○	○	○	○

- 1 市町村、または都道府県等での審査結果に基づき、国保連合会が発行する通知文書に記載されるエラーコードと同じです。ただし、先頭に「TS」が付くエラーコードは、市町村、または都道府県等での審査において該当するエラーコードが存在しないため、取込送信システムにおいて、独自に設定しているものです。

- 2 サ: サービス提供実績記録票 請: 請求書 明: 請求明細書
利: 利用者負担上限額管理結果票 計: サービス利用計画作成費

5.2. エラー内容の表示と対処について

請求情報の取り込み時の点検においてエラーとなった場合、【請求情報取込エラー】画面にてエラーとなった請求情報の一覧を表示します。

詳細を確認したいエラーを選択し、[エラー詳細表示](#) をクリックすることで、【請求情報取込エラー詳細】画面が表示され、エラー内容の詳細と対処方法を確認することができます。確認した情報を参考に、他システムで請求情報を再度作成し、取込送信システムにて請求情報の取り込みを行います。

操作の詳細については、[電子請求受付システム 操作マニュアル(取込送信編) 3.3. 請求情報取込エラーの対処方法]を参照してください。

【請求情報取込エラー】画面

【請求情報取込エラー詳細】画面



Point ! 「請求情報取込エラーリスト」の印刷・保存について

【請求情報取込エラー】画面に表示された請求情報の一覧を、「請求情報取込エラーリスト」として印刷、または保存することができます。

印刷 をクリックすることで、「請求情報取込エラーリスト」をプリンタから印刷することができます。

エラー内容保存 をクリックすることで、「請求情報取込エラーリスト」をPDFファイルとして保存することができます。

○「請求情報取込エラーリスト」

請求情報取込エラーリスト

請求年月日	平成22年05月01日
請求事業所	1311111111 請求事業所
請求先国保連合会	13 〇〇〇国民健康保険団体連合会

No.	送信	市町村番号	受給者証番号 受給者氏名	種別	サービス提供年月	サービス種類	エラーコード	エラー内容	エラー情報
1	×	131011	999999999 シュキツワンメイ	明	平成22年04月		EA02	地域区分に規定外のコードが設定されています。	地域区分コード:99
2	×	131011	999999999 シュキツワンメイ	明	平成22年04月		EA05	管理結果に規定外のコードが設定されています。	上級管理事業所・管理結果:9

※ 種別 : サ...サービス提供実績記録票、請...請求書、明...請求明細書、利...利用者負担上級管理結果票、計...サービス利用計画作成費

1 / 1



Point ! 「そのまま送信」機能について

取込送信システムにおいては、取り込み時の点検でエラーとなった一部の請求情報が原因で、すべての請求情報を送信できなくなることを避けるため、エラーの内容を確認のうえ、そのまま送信することもできます。

なお、《送信》欄に[×]が表示されている請求情報が1つでもある場合、送信することはできません。

請求情報取込/送信

請求情報取込エラー									
選択	送信	市町村番号	受給者証番号	種別	サービス提供年月	サービス種類	エラーコード	エラー内容	エラー情報
▶		131011	9999999999	サ	平成22年04月		TS042	適用単価に“0”(ゼロ)が設定されています。	重度包括・適用単価:0
		131011	9999999999	サ	平成22年04月		TS043	実績割合に“0”(ゼロ)が設定されています。	重度包括・実績割合(%):0

※ 種別 : サ…サービス提供実績記録票、請…請求書、明…請求明細書、利…利用者負担上限額管理結果票、計…サービス利用計画作成費

印刷 エラー内容保存 エラー詳細表示 **そのまま送信** 閉じる

v2.4.0

警告

エラーが発生している請求情報が存在します。
このまま請求を行うと、エラーとなっている請求情報が返戻となる可能性があります。
このまま請求情報を送信しますか？

OK キャンセル

取り込み時の点検の結果、エラーが含まれる請求情報であるため、送信前に警告を促すダイアログが表示されます。

請求情報取込/送信

請求情報送信確認			
請求年月日	平成22年05月01日		
請求事業所	1311111111	請求事業所	
請求先国保連合会	13	〇〇〇国民健康保険団体連合会	
区分	本番運用		
提供年月	請求書類名	送信件数	エラー件数
平成22年04月	介護給付費等請求書情報	1	0
平成22年04月	介護給付費等明細書情報	1	0
平成22年04月	契約情報	1	0
平成22年04月	サービス提供実績記録票情報	1	1

送信 キャンセル

v2.4.0

エラーとなった請求情報の件数を、(エラー件数)欄に表示します。

6. キャリアパス区分の設定について

処遇改善助成事業において、平成 22 年度より予定されていたキャリアパス要件等の導入が延期されることに伴い、取込送信システムのキャリアパス区分の入力方法を変更します。

〔処遇改善情報(明細)〕画面において、〔適用開始年月〕欄に平成 22 年 4 月以降を設定している場合、〔キャリアパス区分〕欄の〔該当〕と〔非該当〕のいずれかを選択できましたが、変更後は、〔適用開始年月〕欄に入力している年月に関わらず、〔キャリアパス区分〕欄は常に〔該当〕が選択された状態となり、〔該当〕で登録されます。

〔処遇改善情報(明細)〕画面

変更前(Ver2.2.0 から Ver2.3.0 の場合)

変更前は、〔適用開始年月〕欄を平成 22 年 4 月以降としている場合、〔キャリアパス区分〕欄の〔該当〕と〔非該当〕が選択可能な状態となっていました。

No.	適用開始年月	交付の有無	主たる事業所サービス種類	キャリアパス区分
1	平成 22 年 4 月	有り		該当

選択

No.	適用開始年月	交付の有無	主たる事業所サービス種類	キャリアパス区分
1	平成 22 年 4 月	有り		非該当

適用開始年月を入力します

変更後(Ver2.4.0 の場合)

変更後は、〔適用開始年月〕欄に入力された年月に関わらず、〔キャリアパス区分〕欄は常に〔該当〕が選択された状態となります。

〔キャリアパス区分〕欄が〔非該当〕で登録されている情報を修正する場合、入力部の〔キャリアパス区分〕欄は〔該当〕に置き換わります。

No.	適用開始年月	交付の有無	主たる事業所サービス種類	キャリアパス区分
1	平成 22 年 4 月	有り		該当

選択

No.	適用開始年月	交付の有無	主たる事業所サービス種類	キャリアパス区分
1	平成 22 年 4 月	有り		非該当

適用開始年月を入力します

〔キャリアパス区分〕欄が既に〔非該当〕で登録されていても、処遇改善助成金の請求金額は〔該当〕と登録されている場合と同じ請求金額で計算されます。

7. トラブルシューティング

取込送信システムVer2.4を利用するにあたり問題が発生した場合は、このトラブルシューティングから解決方法を試してください。トラブルシューティングを試してみても解決しない場合は、電子請求受付システムにログインし、[FAQ]画面の内容を確認してください。それでも解決しない場合は、ヘルプデスクにお問い合わせください。問い合わせについては[P23 8. お問い合わせ]を参照してください。

① **Q**uestion …… 取込送信システム Ver2.4 のインストールに失敗した

Answer …… 取込送信システム Ver2.4 のインストールに失敗した場合、パソコンを再起動し、再度インストールしてください。

再起動してインストールしても失敗する場合、取込送信システムをアンインストールし、再度インストールしてください。

それでもインストールに失敗する場合、エラー内容を確認し、ヘルプデスクへお問い合わせください。

② **Q**uestion …… 過去のバージョンの取込送信システムをアンインストールしてしまったが、過去のバージョンの取込送信システムが入手できない

Answer …… 取込送信システム Ver2.4 のインストールには、過去のバージョンの取込送信システムの事前インストールは必要ありません。

そのため電子請求受付システムの[ダウンロード]画面より、取込送信システム Ver2.4 をダウンロードし、インストールしてください。

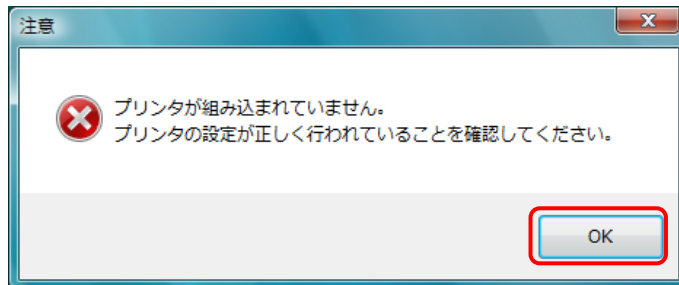
また、過去のバージョンの取込送信システムをアンインストールしても、データはパソコンから削除されていませんので、取込送信システム Ver2.4 のインストールを行うことにより、過去のバージョンの取込送信システムのデータを使用することができます。

アンインストール前と同じインストール先にインストールすることにより、アンインストール前のデータを引き続き使用することができます。アンインストール前とインストール先が異なる場合は、過去のバージョンの取込送信システムのデータは使用できません。

③ Question ……プリンタが組み込まれていないエラーメッセージが表示された

Answer ……「請求情報取込エラーリスト」を印刷しようとした時に、プリンタが組み込まれていないエラーメッセージが表示された場合は、プリンタが組み込まれていません。

 をクリックし、プリンタの設定を確認してください。



④ Question ……「請求情報取込エラーリスト」の印刷、または PDF ファイルの保存時に、「特定できないエラーです。」とメッセージが表示された

Answer ……基本ソフトウェアインストーラがインストールされていない、または破損している可能性があります。電子請求受付システムから、基本ソフトウェアインストーラをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてください。

 をクリックした後、一度取込送信システムを終了します。その後、基本ソフトウェアインストーラをインストールします。

インストールが完了したら、再度取込送信システムを起動し、「請求情報取込エラーリスト」の印刷、または PDF ファイルの保存を行ってください。



8. 問い合わせ

■ 国保中央会電子請求ヘルプデスクへお問い合わせの前に…

各マニュアル記載のトラブルシューティングを確認してください。

電子請求受付システムの【FAQ】画面の内容を確認してください。

上記の確認を行っても解決しない場合は、「国保中央会電子請求ヘルプデスク」へお問い合わせください。

お問い合わせ先については、電子請求受付システムの【FAQ】画面に掲載しております。

■ お問い合わせ先 ■

国保中央会電子請求ヘルプデスク

E-mail: mail@e-seikyuu-help.jp

問い合わせ票に必要事項を記入のうえ、メールに添付してください。

TEL: 03 - 5911 - 1559

FAX: 03 - 5911 - 1599

受付時間

請求期間(毎月1～10日)の受付時間

平日 10:00～19:00

土曜日 10:00～17:00

[日・祝日の受付は行いません。]

請求期間以外(毎月11日～月末)の受付時間

平日 10:00～17:00

[土・日・祝日の受付は行いません。]

各受付時間内の12:00～13:00は、電話による受付を行いません。

毎月1～10日は、大変電話がつながりにくくなることが予測されますので、E-mail、FAXでのお問い合わせにご協力をお願いします。

回答をスムーズに行うために、お問い合わせの際は、事前に問い合わせ票の内容をご確認のうえ、お問い合わせいただきますようお願いします。

問い合わせ票は、【FAQ】画面よりダウンロードできます。